



## 令和2年度就学援助制度のお知らせ

二宮町教育委員会では、町立小・中学校または県立中等教育学校前期課程に在籍し経済的な援助を必要としているご家庭に、学用品費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。 **\*県立中等教育学校前期課程（中学生相当）も対象になります\***

年度ごとの申請となりますので、2年目以降も引き続き援助を希望される場合は、毎年度申請が必要です。なお、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方も、引き続き援助を希望される場合は、申請が必要です。

### 対象となる方 （下記認定基準のいずれかに該当する方）

#### A 前年度または今年度において、次のいずれかに当てはまる方

- ・生活保護が停止又は廃止になった
- ・町民税、固定資産税、個人事業税いずれかの減免又は町民税所得割分非課税の扱いを受けた
- ・国民健康保険税又は国民年金保険料の減免を受けた
- ・児童扶養手当の支給を受けた
- ・二宮町社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けた

#### B 所得が町の審査基準以内の方 （限度額目安は次ページをご覧ください）

#### C その他 （保護者の死亡、災害にあった等により所得が著しく減少した方）

### 申請手続き

#### 1 提出期限 **令和2年3月23日（月）** （添付書類含む）

- ※ 確定申告書の控を添付される場合で、申告がお済でない場合は 4月16日まで受け付けます。
- ※ 年度途中で援助が必要になった場合は、その時点で申請することもできます。

#### 2 提出書類

##### ① 就学援助費交付(変更)申請書 （各学校または教育委員会にあります）

##### ② 債権者登録カード （教育委員会、または町 HP に書式があります）

- ※ 口座を記入していただきます。
- ※ 本申請が初めての方、住所や口座の変更がある方のみご提出ください。

##### ③ 添付書類 （次のいずれかの書類を必ず添付してください）

###### (1) 上記 認定基準が証明できる書類

- ・ 令和元年度非課税証明書、児童扶養手当証書の写しなど

###### (2) 令和元年分の源泉徴収票 又は 年間所得が確認できる書類 （確定申告書の控等）

- ・ 令和元年の世帯全員の年間収入を提出してください。
- ・ 令和2年度(非)課税証明書を添付資料として提出される場合は、令和2年1月1日に住民登録していた市町村の役所で発行手続きを行ってください。（二宮町では、戸籍税務課で6月以降に発行できます。）

6月以降に  
申請する場合

次ページに続く

### 3 提出先 二宮町教育委員会 教育部 教育総務課

※ 印鑑をお持ちください。(手続きの際に必要なになります)

### 4 所得限度額の目安(持家) ※年齢構成や賃貸、持家の違い等で異なります

世帯人員	世帯構成(例)	所得限度額の目安
2人	親33歳、子8歳	2,100,000円
3人	親37歳、子11歳、子7歳	2,750,000円
4人	親42歳、親40歳、子14歳、子10歳	3,000,000円
5人	親45歳、親42歳、子14歳、子11歳、子9歳	3,400,000円

- ・申請書受付後、世帯の収入状況等を総合的に検討し、援助の対象となるか審査します。
- ・国の基準を踏まえて認定作業を行うため、前年度認定されていた方でも非該当となる場合があります。

## 援助費の支給方法

毎学期終了後、指定していただいた金融機関の口座に振り込みます。

※ ただし、教材費など学校への支払いがお済みでない場合、直接学校へお預かりする場合がありますので、ご了承ください。

## 援助費の種類及び支給額

※ 国の基準等を踏まえて変更する場合があります。

### 1. 学用品・通学用品費・・・次の額を3回に分けて学期ごとに支給します。

小学校	1年生	年額	11,420円
	2～6年生	年額	13,650円
中学校	1年生	年額	22,320円
	2、3年生	年額	24,550円

※ 金額は、  
令和2年1月現在

### 2. 新入学児童生徒学用品費・・・1学期に年額を支給します。

小学校1年生	年額	50,600円
中学校1年生	年額	57,400円

※ 新入学児童生徒学用品費入学前支給を受けた方は、支給されません。

### 3. 給食費・・・学期ごとに、実費を支給します(口座振替手数料を含みます)。

### 4. 校外活動費・・・学期ごとに、遠足などの校外活動にかかった実費を支給します。

### 5. 修学旅行費・・・実費を現金支給または口座振込で支給します。

### 6. 体育実技用具費・・・(領収書が必要になります。)

柔道着、剣道衣・竹刀・防具袋・防具一式については、授業で使用するものが対象で、実費を支給しますが限度額があります。部活動のために購入した場合は、対象外です。(限度額 柔道 7,510円 剣道 51,940円)

※ 年度途中から認定された場合は、学用品・通学用品費は月割りとなり、支給されないものもあります。

## お問い合わせ先

二宮町教育委員会 教育総務課教育総務班

二宮町二宮 961 番地(町民センター隣り)

電話 0463-75-9261(直通)

HP <https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>